

災害時の生活用水確保策としての浅井戸の設置に関する陳情

住所 立川市上砂町 5 丁目 60 番 1 号

リーベスト立川 207 号

団体名 たちかわ・財政を考える会

代表者氏名 増田正三郎

(代表者の電話番号

1 陳情の要旨

令和 7 年 3 月に国が公表した「災害時地下水利用ガイドライン～災害用井戸・湧水の活用に向けて～」に基づき、災害時における生活用水の確保を目的とした手押しポンプで利用できる浅井戸を、必要性が優先されると考えられる地域から一カ所ずつでも構わないので、一時避難所である小・中学校に整備してほしい。

2 陳情の理由

災害時における生活用水の確保は極めて重要な課題であります。

令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震では、水道施設の甚大な被災が断水の長期化を引き起こし、生活用水の確保が大きな課題となる中で、代替水源としての井戸の重要性が改めて認識されました。

私達「たちかわ・財政を考える会」では災害時における生活用水の確保策としての井戸の設置に関して、令和 3 年から 2 回に渡り陳情を行い、令和 6 年の陳情第 4 号「災害発生時の生活用水確保策に関する陳情」は全会一致で採択いただくことが出来ました。しかし陳情への対応としては「現地調査の結果陳情内容の実現は困難であり、災害対策用の生活用水の確保策については今まで通りの施策を続けていく」との回答で終わってしまいました。

こうした中で、令和 7 年 3 月 19 日、国から「大規模災害時の生活用水の確保は喫緊の課題である」として、地下水等の活用の推進に向けた「災害時地下水利用ガイドライン」(別添)が公表されました。

別添の資料では「災害時における水源の確保は、全国の自治体に共通する喫緊の課題」とされ、5 頁には「対象とする水源と用途」が、12 頁には「災害時の活用に備えた普段利用の重要性」が、19 頁には「井戸工事の流れ」が、21 頁には「自治体向け補助制度」が、28 頁には「水質の目安」等などが説明され、特に 21 頁からは、自治体に向けた災害用井戸の整備に活用できる数多くの補助制度が公表されております。

災害時の生活用水の確保に向けて、国が地下水活用の取り組みを推進しようとする中で、立川市はこれからも「今まで通りの施策を続けていく」というだけの対応でよろしいのでしょうか。国の補助金等を活用する中で、災害時の生活用水確保に向けた施策の一つとして「手押しポンプで利用できる浅井戸」の設置に取り組むべきと考えます。

令和 7 年 8 月 20 日

立川市議会議長 福島 正美 様